

精神保健福祉法等による入院制度

参考資料 1

	措置入院 ※緊急の場合には、入院期間を72時間に限定した緊急措置入院あり	医療保護入院	医療観察法(※)による入院処遇 ※平成15年に成立、厚生労働省と法務省の共管。
制度趣旨	入院させなければ精神障害により自傷他害のおそれのある者に対する入院医療の提供	自傷他害のおそれはないが、病識がなく入院に同意する状態にない者に対する入院医療の提供	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対する継続的な医療等による病状の改善及び同様の行為の再発防止、社会復帰の促進
入院の決定主体	都道府県知事又は政令指定都市の長 ・指定医2名の診察結果の一致が要件 (緊急措置入院は指定医1名)	精神科病院の管理者 ・指定医1名の判断+家族等の同意が要件	地方裁判所(審判) ・裁判官と精神保健審判員(指定医)の合議制
対象者数	入院者数 : 約1,700人 新規届出数 : 約7,000件/年	入院者数 : 約14万人 新規届出数 : 約17万件/年	入院処遇 : 約700人 通院処遇 : 約670人
入院先の医療機関	国、自治体等の精神科病院 又は知事による指定病院 (全国約1100病院、約31,000床)	精神科病院(精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む) (全国約1,600病院、約33万床)	厚生労働大臣の指定する指定入院医療機関 (全国32機関、825床(H28.9.1現在))
退院の判断要件	・都道府県知事又は政令指定都市の長が、病院管理者から提出された症状消退届等の指定医の診察結果に基づき、患者に精神障害による自傷他害のおそれなしと判断した場合、直ちに措置を解除(法29条の4、29条の5)	・病院管理者が、入院治療の必要がなくなったと判断すれば退院させる。指定医の診察は法律上必要ない。 ・病院管理者は、医療保護入院者を退院させたときは、都道府県知事に届出(法33条の2)	地方裁判所が、 ・指定入院医療機関の管理者の意見(その他、多職種による治療状況リスクアセスメント、退院後のケア計画等) ・保護観察所の長による生活環境についての意見等を考慮し決定(法51条)